

大磯町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

大磯町固定資産評価審査委員会条例（昭和30年大磯町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月2日提出

大磯町長 中 崎 久 雄